除権決定

平成２８年（ヘ）第２号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

神奈川県川崎市宮前区鷺沼１丁目16番地５
申立人　深澤　良平
申立人代理人弁護士　佐藤　浩秋
権利の届出の終期　平成29年１月26日
平成29年１月27日　東金簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地
所在　大網白里市みずほ台１丁目
地番　46番６
地目　宅地
地積　92.17平方メートル
⑵登記年月日　千葉地方法務局東金出張所明治27年２月28日登記
⑶登記した権利の内容
登記の目的　質権設定
明治27年２月28日金借により
債権額　金19円
存続期間　期限明治30年２月26日
質権者　山武郡大網白里町駒込694番地
角川茂兵衛

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４号

新潟県佐渡市梅津2343番地
債務者　有限会社渡啓組
代表者代表取締役　渡邉　由喜
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　　寛
４　破産債権の届出期間　平成29年４月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所佐渡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１２号

岡山県倉敷市中畝５丁目11番20号　吉田コーポ202号
債務者　礒本　　学
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南　　和成
４　破産債権の届出期間　平成29年３月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５５号

仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目28番16号　かつえ荘７、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷東１丁目10番３号
債務者　金澤キミ子
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小向　俊和
４　破産債権の届出期間　平成29年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午前11時５分
６　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号

岡山市中区土田398番地20
債務者　後安　悠介
１　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南　　和成
４　破産債権の届出期間　平成29年４月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０号

愛知県春日井市中新町２丁目６番地17
債務者　太田土地こと　太田　弘道
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
４　破産債権の届出期間　平成29年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８号

神奈川県足柄上郡大井町金子1568番地７
債務者　大山　哲央
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　　淳
４　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午前11時
６　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３９号

神奈川県足柄上郡大井町金子1568番地７
債務者　大山　麻美
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　　淳
４　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午前11時
６　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３号

神奈川県南足柄市飯沢179番地１、前住所神奈川県平塚市出縄438番地の２
債務者　穂田　俊彦
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木下美帆
４　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７２５号

神奈川県平塚市纏469番地の１　ベルソーレミチ101号
債務者　井道　敏彦
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石田　逸人
４　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前11時
６　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２号

岩手県紫波郡紫波町高水寺字田中57番地10
債務者　脇野　　仁
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石橋　乙秀
４　破産債権の届出期間　平成29年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７４９号

神奈川県厚木市金田445番地１　アーカス座間Ｃ―102
債務者　永井　孝行
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　大良
４　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部